

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）

（立入検査）

第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工場の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

- 2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第三十六条 第四章、第三十三条第一項（第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十四条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第三十五条第一項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工場の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

- 2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第十八条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）
- 四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者
- 五 第二十七条の規定に違反した者
- 六 第二十八条第一項又は第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者